

# 排出量取引の実践





## ご説明の内容

- 1. 排出量取引により義務履行する場合の留意事項等**
- 2. 第2計画期間に実施が予定されている事項**
- 3. 排出量取引に係る環境確保条例・規則改正事項（平成27（2015）年度末実施）**



# 1. 排出量取引により義務履行する 場合の留意事項等

## 履行期限の原則と例外

### ● 義務履行期限（原則）

- 第1計画期間の義務履行期限は平成28(2016)年9月末日

### ● 例外

- 平成28(2016)年4月3日以降に基準排出量の決定、変更、計画書提出手続の完了（排出総量の確定）があった場合  
⇒ 確定等の翌日から起算して180日を経過した日
  - ・取引が必要な量の確定から義務履行期限まで180日確保するための措置
  - ・「排出総量・削減義務量手続完了通知書」等により通知

## 結果的に不要な義務充当であったクレジット等の取扱い

第1計画期間当初は排出超過であったため、クレジット等を義務充当していたが、その後の削減対策の実施等により、結果的に第1計画期間の削減量が削減義務量を上回った。

この場合、必要以上に行った義務充当量は、どうなるのか。

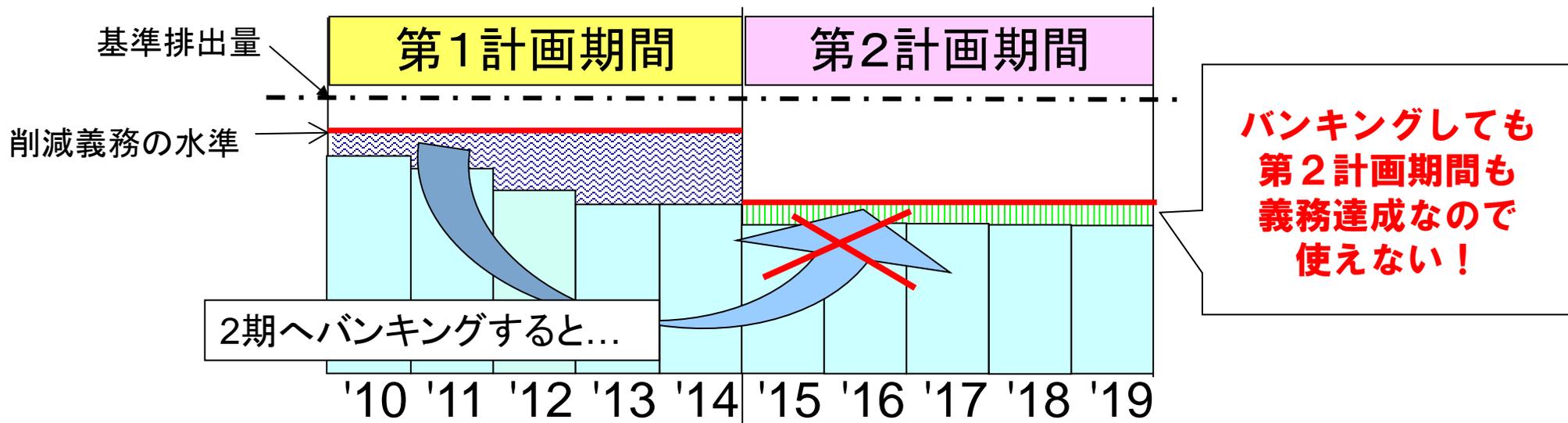
- 義務充当を必要以上に行っていた場合、その過大となった部分に相当する量を超過削減量として発行することはできない
- 過大な義務充当量は、次の計画期間が削減不足となった場合に、次の計画期間の義務履行に利用可能
- さらに、バンキング増量(後述)の対象にもなる

**過大に行った義務充当⇒特段の不利益は生じない**

## 超過削減の場合の留意事項

### 第2計画期間にも超過削減となる場合

- 第1計画期間からバンキングした超過削減量を義務充当して、その事業所の第2計画期間の排出量をさらに減らすということはいできない
- その分、第2計画期間に発行できる超過削減量が増えるということもない
- 他者への売却、又は自社の他の事業所の削減義務への利用は可能



## 超過削減量の発行（整理期間における全量発行）

### 整理期間中の発行申請における発行量の記載について

- 計画期間中は、計画期間の総排出量が確定していなくても任意のタイミング※で任意の量を発行することが可能



※計画書審査中は、発行可能量が確定しないため発行できない

- 第1計画期間の超過削減量の発行期限は整理期間末まで  
（平成28年9月末）  
⇒ 整理期間中に、発行可能な全ての量を発行する必要がある

計画書の審査完了後、5年分の総排出量がシステムに反映されるので、2014年度の「**超過削減量発行可能量**」欄に記載された数値を、振替可能削減量等発行申請書の「発行又は振替の数量」欄に記載する

# クレジット等振替時の申告価格

移転申請時に提出する

「振替可能削減量振替申請書」の

「1単位当たりの取引金額」

- 公表方法

統計処理した数値を公表

(個々の取引金額を全て示すわけではない)

- 利用方法(目的)

市場価格の判断及び会計・税務処理における公正価格に関する参考情報として利用できることを想定  
(公益目的)

## 「振替可能削減量振替申請書」

平成 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住 所 氏 名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減記される座情報	<input type="checkbox"/> 座番号	管理口座の種類	
	<input type="checkbox"/> 座に係る暖房指定地球温暖化対策の管理に関する情報に限る。	事業所の名称	
増記される座情報	<input type="checkbox"/> 座番号	管理口座の種類	
	<input type="checkbox"/> 座に係る暖房指定地球温暖化対策の管理に関する情報に限る。	事業所の名称	
振替の原因となった事由		事業所の所在地	区
振替可能削減量の種別		座番号	
振替可能削減量の種別		座番号	
1単位当たりの取引金額		円/㌧(二酸化炭素換算)	
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別紙のとおり	
※受付欄		会社名	
		郵便番号	
		住所	
		所属名	
		担当氏名	
		電話番号	
		FAX番号	
		E-MAILアドレス	
		備考	

# クレジット等振替時の申告価格

## 排出量取引運用ガイドライン

移転時の申告価格について、「一定量の移転申請が確保できる段階でこれを集計し、公表していく。」と記載していることを踏まえ、次のとおり公表する。

### 対象 クレジット (Cr.)

次の区分ごとに集計

- (ア) 超過削減量、都内中小Cr.、都外Cr.、埼玉連携Cr.
- (イ) 再エネCr.(※)今回は対象なし



**集計対象となった取引件数 22**

### 【取引量レンジごとの加重平均】

	1,000t 以下	1,000t 超
加重平均 (円/t-CO2)	<b>1,365</b>	<b>506</b>

### 集計期間

平成27年10月から平成28年3月まで

### 集計方法

制度対象事業者が義務履行のために行った取引のうち、価格記載のあったものについて、**取引量レンジごとの加重平均を算出**

※取引量は、50t台～10,000t台である。

※全取引のうちクレジット移転時に価格記載のあった一部の事案を集計したものであるため、加重平均値として算出している数値も現在の取引の実態を示すものではなく、あくまで限られたデータの中での統計値である。

# 口座簿利用者番号(ユーザID)・暗証番号を紛失した

- システムにログインするためのユーザID、初期暗証番号は「指定(又は一般)管理口座開設通知書」に記載あり
  - 「口座簿利用者番号等通知申請書」により、ユーザIDの通知又は暗証番号の再発行が可能
- ⇒ 指定(又は一般)管理口座開設申請書の「振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先」宛てに郵送
- 初期暗証番号でログインすると、暗証番号の変更が必ず求められる
- ⇒ 変更後、再度暗証番号の変更を行う場合は、一度ログアウトしてから作業を行うこと。その際、初期暗証番号を暗証番号として(再度)設定することは、セキュリティ対策上、推奨しない



## **2. 第2計画期間に実施が 予定されている事項**

## 一般管理口座の更新（1）

- **更新対象一般管理口座の有効期限：**  
第1計画期間の整理期間末（平成28年9月30日）
- **更新の対象となる一般管理口座**
  - 指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者以外の者（※）  
が開設した一般管理口座
  - （※）オフセットクレジットの発行を受けることができる者、取引参加者（仲介事業者等）、指定取消事業者
  - 開設者が（※）に該当するかどうかは、口座の有効期間満了日（平成28年9月30日）において判断
  - 指定取消しとなった事業者については、他に指定地球温暖化対策事業所を保有している場合を除き、更新手続が必要

## 一般管理口座の更新（２）

### ● 更新手続

- 第2計画期間も継続して口座を利用する意旨がある場合：  
「一般管理口座更新申請書（注）」を平成28（2016）年4月1日から9月30日までの間に提出

（注）様式及び記入要領については、環境局HPに掲載有り

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/documents/ippan\\_koushin.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/ippan_koushin.html)

- 更新手数料：12,400円

- 手続きを行わなかった場合：

期限経過後、一般管理口座は廃止、口座に記録されているクレジットは抹消

# バンキングの増量（1）

## ● 背景

- 第2計画期間で使用するCO2排出係数を見直し（計画期間中は固定）  
∵ 需要側からのCO2削減を、より効果的・実態に合うものとするため
- これまでの省エネ努力によるCO2削減効果を適切に反映させるため  
基準排出量も見直し後の排出係数を利用して再計算
- バンキングされた超過削減量等の取扱いについても、排出係数の見直しの影響を反映

## ● 時期

- 平成29（2017）年度に一斉に実施予定（増量申請等は不要。事前に改めて通知）  
（事業所の廃止などにより、2017年度のバンキング増量前に第2計画期間の義務履行が必要な場合などは、個別に対応）

# バンキングの増量（２）

## ● バンキング量に乗ずる倍率

バンキング量に乗ずる倍率（都規定）	
超過削減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <math display="block">\text{倍率} = \frac{\text{第2期の基準排出量}}{\text{第1期の基準排出量}}</math> </div>
都外クレジット	
再エネクレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <math display="block">\text{倍率} = \frac{\text{第2期の排出係数}}{\text{第1期の排出係数}}</math> </div>
その他ガス削減量	
都内中小クレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小規模事業所での手続の簡素化のため、一律の倍率（中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数比）を設定                      倍率＝第2期の電気の排出係数(0.489t-CO<sub>2</sub>/千kWh)÷第1期の電気の排出係数(0.382t-CO<sub>2</sub>/千kWh)</li> </ul>
埼玉連携クレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県規定の倍率を適用</li> </ul>

## バンキングの増量（3）

### ● 超過削減量に乗ずる倍率

- 次の式により算出する

#### 第2計画期間の基準排出量 ÷ 第1計画期間の基準排出量

基準変更を行った場合の第1計画期間の基準排出量については、最後の変更後の基準排出量（1年分の変更量を増減した量）、第2計画期間の基準排出量については、第2計画期間初年度の基準排出量。ただし、各基準排出量には、制度変更に伴う変化量（基準年度2年→1年による変更量、小原単位建物の除外による減少量、高効率コージェネレーション削減量）は考慮しない。

- 実際には、次の値が使用可能

#### 基準排出量改定(再計算)時の排出係数の変更に伴う増加率

○基準年度増加率    ○都が定める倍率(1.21)    ○2013年度排出量増加率

このうち、自事業所が選択したいずれかの倍率

(※)「基準排出量改定申請書」に添付する「基準排出量改定算定書」で確認可能。

### ● 端数処理の注意点

- 創出元事業所ごとに倍率を乗じ、計算結果の小数点以下は切捨て

## バンキングの増量（４）（超過削減量、都外クレジットの増量イメージ①）

①（2017年度の一斉増量時に）創出した事業所にクレジットがある場合

### A事業所

（例）創出した事業所Aの倍率  
第1期の基準排出量10,100トン  
第2期の基準排出量12,400トン  
倍率 =  $12,400 \div 10,100$   
= 1.22772277...  
= 1.2277228  
※小数点第8位四捨五入

クレジット

80t-CO<sub>2</sub>



創出事業所Aの倍率

98t-CO<sub>2</sub>

$$80\text{t-CO}_2 \times 1.2277228 = 98.217824$$

$$= 98 \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

②（2017年度の一斉増量時に）クレジットが移転していた場合

### 創出元事業所A

倍率1.2277228

クレジット

80t-CO<sub>2</sub>

移転

80t-CO<sub>2</sub>

### 移転先事業所B

倍率1.1889988

創出事業所A  
の倍率

98t-CO<sub>2</sub>

$$80\text{t-CO}_2 \times 1.2277228$$

クレジットが移転していた場合も  
創出元事業所の倍率を乗じる。

## バンキングの増量（5）（超過削減量、都外クレジットの増量イメージ②）

③（2017年度の一斉増量時に）複数の事業所が創出したクレジットを保有する場合

創出元事業所A

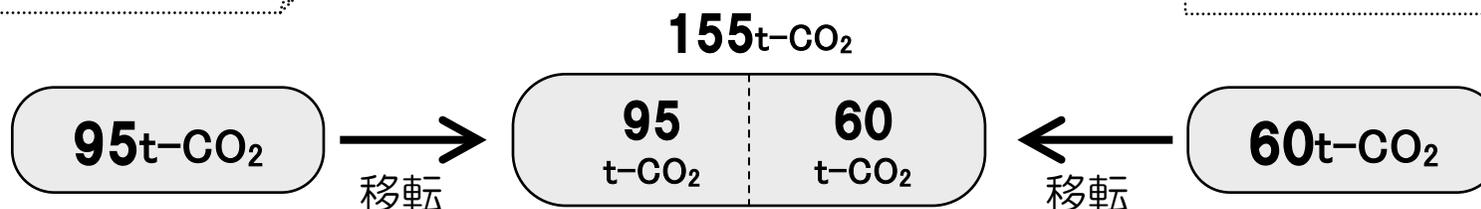
倍率1.2277228

移転先事業所B

倍率1.1889988

創出元事業所C

倍率1.2277228



155t-CO<sub>2</sub>

創出事業所Aの倍率

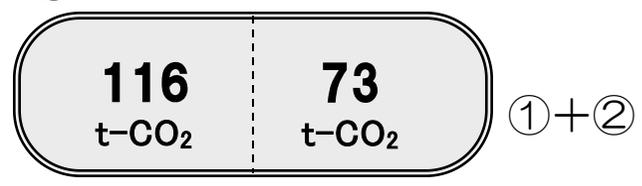
$$95\text{t-CO}_2 \times 1.2277228 = 116.633666 \\ = 116^* \dots \textcircled{1}$$

創出事業所Cの倍率

$$60\text{t-CO}_2 \times 1.2277228 = 73.663368 \\ = 73^* \dots \textcircled{2}$$

※小数点以下切捨て

倍率が同じ場合も創出事業所ごとに倍率を乗じたうえ合算する。



189t-CO<sub>2</sub>

【注意】  
(95+60) × 1.2277228 = 190.297034 = 190\*  
ではない。

## バンキングの増量（6）（再エネクレジットの増量イメージ）

### A事業所

再エネクレジット**500t-CO<sub>2</sub>** 保有  
(太陽光**421t-CO<sub>2</sub>** バイオマス**79t-CO<sub>2</sub>**)

元になった証書ごとではなく、再エネクレジットの種類ごとに乗じる。

#### ①再エネクレジット（太陽光発電）

$$\begin{aligned} 421\text{t-CO}_2 &= 421 \times (0.489 \text{ (2期係数)} \div 0.382 \text{ (1期係数)}) \\ &= 421 \times 1.2801047 \\ &= 538.924\dots \\ &= 538^* \end{aligned}$$

#### ②再エネクレジット（バイオマス発電）

$$\begin{aligned} 79\text{t-CO}_2 &= 79 \times (0.489 \text{ (2期係数)} \div 0.382 \text{ (1期係数)}) \\ &= 79 \times 1.2801047 \\ &= 101.128\dots \\ &= 101^* \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{1} 538 + \textcircled{2} 101 \\ &= 639 \text{ t-CO}_2 \end{aligned}$$

#### 【注意】

$$\begin{aligned} &(421+79) \times 0.489 \div 0.382 \\ &= 640.052356 = 640^* \text{ではない。} \end{aligned}$$

※端数は小数点以下切捨て

# バンキングの増量（7）（その他ガスの増量イメージ）

## A事業所

その他ガス500t-CO<sub>2</sub> 保有  
(内訳 メタン350t-CO<sub>2</sub> 六ふっ化いおう150t-CO<sub>2</sub>)

### ①メタン

$$\begin{aligned} 350\text{t-CO}_2 &= 350 \times (25 \text{ (2期係数)} \div 21 \text{ (1期係数)}) \\ &= 350 \times 1.1904761 \\ &= 416.666\cdots \\ &= 416^* \end{aligned}$$

### ②六ふっ化いおう

(1期係数) 23,900 (2期係数) 22,800  
係数が減少するものは、バンキング量の減量は行わない

$$= 150\text{t-CO}_2 \text{ のまま}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{1} 416 + \textcircled{2} 150 \\ = 566 \text{ t-CO}_2 \end{aligned}$$

※端数は小数点以下切捨て

## バンキングの増量（8）

### ● 契約の際の注意点

- バンキング増量は、クレジットの売り手と買い手の両方に関わる事項
- 第二計画期間に排出量取引を行う場合は、契約の際に、売り手と買い手の間で増量の倍率を確認するなど、**バンキングの増量があること等を注意して実施**

### ● 会計処理の考え方

- 無償取得であり、クレジット総量としての価値に変動はない  
⇒ 会計上の処理は不要と考えることができる

### ● 必要以上に行った義務充当量

- バンキング増量の対象だが、義務履行のみに利用可能、取引には利用できない



**3. 排出量取引に係る環境確保条例・  
規則改正事項（平成27（2015）年度  
末実施）**

# 口座名義人等氏名等変更届等の省略（1）

## 改正前

- 右の事項に変更があった場合には、遅滞なく「**口座名義人等氏名等変更届(①)**」により届け出る必要がある。
- ただし、「**指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届(②)**」による届出を行った場合には、「**口座名義人等氏名等変更届**」の届出は不要

### 「**口座名義人等氏名等変更届**」により届け出る変更事項

- 口座名義人又は口座管理者の氏名等の情報
- 公表を希望する事項
- 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先情報等

このただし書きにより、一法人で複数の口座を持つ場合、各口座に共通する変更については、口座ごとに(①による)届出をする必要はなく、法人で一つの(②による)届出を行えばよい。

# 口座名義人等氏名等変更届等の省略（2）

## 改正後（規定追加）

### ①口座名義人等氏名等変更届

変更後、遅滞なく次の申請を行う場合にあっては、その中で変更のあった旨及び変更の内容を記載することにより、変更を行うことができる。

- ①一般管理口座の更新申請
- ②振替可能削減量の振替申請
- ③義務充当申請

### ②指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届

変更後、30日以内に次に掲げる行為を行う場合にあっては、その中で変更のあった旨及び変更の内容を記載することにより、変更を行うことができる。

- ①事業所区域変更の申請
- ②指定地球温暖化対策事業所廃止等の届出
- ③基準排出量の決定又は変更の申請
- ④トップレベル事業所に係る削減義務率減少の申請
- ⑤地球温暖化対策計画書の提出

**他の規定に基づく届出や申請を行い、その中で変更内容を記載することにより変更を届け出ることも可とする。**

# 口座名義人等氏名等変更届等の省略（3）

## 【記入例】

### 「一般管理口座更新申請書 別紙申請者」

年 月 日

#### 一般管理口座更新申請書の申請者

(住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
☑は、前回の届出又は申請以降、氏名等の変更があった場合に選択する。)

筆頭申請者の氏名等に変更があった場合、チェックを入れると変更事項を選択するプルダウンが表示される

変更事項	前回の届出時の住所	<input checked="" type="checkbox"/>	筆頭申請者の氏名等変更あり
------	-----------	-------------------------------------	---------------

プルダウンから変更事項を選択する

住 所 東京都新宿区〇〇町一丁目1番1号

氏 名 株式会社 〇〇  
新宿次郎

変更事項	前回の届出時の氏名（法人にあっては代表者名）	<input checked="" type="checkbox"/>	氏名等変更あり
------	------------------------	-------------------------------------	---------

筆頭申請者以外の氏名等に変更があった場合、こちらにチェックを入れ、変更事項をプルダウンより選択

# 指定管理口座開設申請の廃止

平成28年10月  
から適用

## 改正前

- 事業者からの「指定管理口座開設申請書」による申請で開設(義務)

## 改正後

- 事業者からの開設申請によらず、知事が指定地球温暖化対策事業所の指定を行う際に、職権で開設 ⇒開設申請を廃止
- 口座簿の閲覧、利用に必要なログインID等の情報は、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」により全義務者に通知される
- 指定地球温暖化対策事業者が変更となった場合、すべての変更後の事業者ログインID等が通知される
- 平成28年10月1日時点で、口座未開設事業者(開設義務のなかった指定地球温暖化対策事業者)に対しては、知事が職権で開設し、ログインID等を通知する

# 超過削減量発行の自動化

第二計画期間以降の  
超過削減量の発行に  
適用

## 改正前

- 事業者からの「振替可能削減量等発行等申請書」による申請で発行

## 改正後

- 削減義務期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階（義務履行状況が確定した段階）で、知事が職権で発行する  
⇒**超過削減量の発行申請は原則、不要に**
- 削減義務期間の途中、発行申請書により、任意のタイミングで発行することは引き続き可能

# 義務充当の自動化

第二計画期間以降の  
義務充当に適用

## 改正前

- 事業者からの「義務充当申請書」による申請で充当

## 改正後

- 義務充当申請期限(※)の翌日において、削減不足量がある場合、指定管理口座に記録されているクレジットを知事が職権で充当する  
⇒削減不足量に見合ったクレジットを保有していれば、特段の手続きをとらずとも義務履行が可能  
(※)義務履行期限日の30日前
- 一般管理口座から指定管理口座に振替を行ったクレジットについて、振替後、遅滞なく、知事が職権で充当する
- 削減義務期間の途中、義務充当申請により、任意のタイミングで充当することは引き続き可能

# 指定管理口座の廃止時期の変更

平成28年10月  
から適用

## 改正前

- 指定地球温暖化対策事業所の指定の取消しと同時に指定管理口座を廃止

## 改正後

- 指定取消しの30日後に指定管理口座を廃止  
⇒指定管理口座の廃止の日までに、指定管理口座に記録されているクレジットを一般管理口座に移転する必要がある(事実上の移転期限)
- 指定管理口座の廃止の際に口座にクレジットが記録されている場合、当該クレジットは抹消されることになるので注意が必要